

## 議案第17号

### 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議書

私たち農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければなりません。

よって、下記事項について、ここに申し合わせ決議します。

#### 記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り<sup>のっとり</sup>適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、<sup>のうちりようさいてきかすいしんいん</sup>農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底すること。

令和元年12月25日

清須市農業委員会